

道 民 意 見 提 出 手 続 の 意 見 募 集 要 領

令和元年(2019年)11月7日

- 1 計画等の案の名称
北海道動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例(素案)
- 2 参考資料の名称
 - (1) 北海道動物の愛護及び管理に関する条例の一部を改正する条例(素案)について
 - (2) 北海道動物の愛護及び管理に関する条例(現行)
 - (3) 動物の愛護及び管理に関する法律等の一部を改正する法律の概要(環境省)
- 3 計画等の案及び参考資料の入手方法
 - (1) 北海道のホームページ(環境生活部環境局生物多様性保全課ホームページ)への掲載(<http://www.pref.hokkaido.lg.jp/ks/skn/index.htm>)
 - (2) 以下の場所での閲覧及び配布
 - ア 環境生活部環境局生物多様性保全課(道庁12F)
 - イ 北海道総務部法務・法人局法制文書課行政情報センター(道庁別館3F)
 - ウ 各総合振興局及び各振興局(石狩振興局を除く)の行政情報コーナー
 - エ 各総合振興局及び各振興局の保健環境部環境生活課
- 4 意見等の募集期間
令和元年(2019年)11月7日(木)～令和元年(2019年)12月9日(月)
- 5 意見等の提出方法及び提出先
 - (1) 郵便 〒060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 ※当日の消印有効
北海道環境生活部環境局生物多様性保全課(動物管理グループ)
 - (2) ファクシミリ 011-232-6790
 - (3) 電子メール kansei.shizen1@pref.hokkaido.lg.jp
- 6 意見募集結果の公表時期
提出された意見については、意見に対する考え方とともに令和2年(2020年)1月中旬頃を目処に「道民意見提出手続の意見募集結果」を公表します。
- 7 その他
 - (1) 意見の提出に当たっては、日本語でお願いします。
 - (2) 意見の提出に当たっては、住所、氏名(団体の名称)を記載してください。
なお、意見の要旨と併せて、意見を提出された方の住所(市町村のみ)を公表することがあります。
 - (3) 意見が長文の場合や大部の資料を添付する場合は、併せてその要旨を提出してください。
 - (4) 電子メールによる意見の提出は、ファイル形式をテキスト形式とし、添付ファイルによる提出はご遠慮願います。
 - (5) 意見受付後、約3日(土曜・日曜日・休日を除く)以内に受け付けた旨をご連絡いたしますので、連絡がない場合は、電話等でお問い合わせ願います。
なお、連絡は、電子メールの送信・電話・ファクシミリ等により行います。

問い合わせ先

環境生活部環境局生物多様性保全課
(動物管理グループ)

電話 011-204-5205